

平塚市告示第 3 5 7 号
令和 8 年 9 月 1 1 日

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 国税徴収法第 5 4 条、第 8 2 条第 2 項

氏 名
鈴木 時子

以 上